

子どもロジー投稿規定

- 0.本誌は北海道子ども学会の機関誌として、原則として年1回刊行する。
- 1.北海道子ども学会会員は、(1) 研究論文、(2) 実践論文を投稿することができる。ただし筆頭著者以外については、学会員以外との連名も可とする。
 - 2.投稿論文は未発表のものに限る。ただし研究大会での発表を論文化したものはこの限りではない。
 - 3.執筆にあたっては、別に定める執筆要領に従うものとする。
 - 4.投稿論文の掲載の可否は、編集委員会の審査に基づいて編集委員長が決定するものとする。その場合内容の修正を求める事がある。
 - 5.編集委員会は、学会員の中から会長が委嘱した編集委員で構成するものとし、委員の中から互選で委員長を選出する。
 - 6.編集委員は担当論文を査読し、編集委員会に査読結果を報告する。その場合、掲載の可否、および掲載に必要な修正について意見を述べるものとする。
 - 7.編集委員会は編集委員の査読結果に基づき、掲載の可否を審査するものとする。その場合、必要に応じて編集委員以外の専門性を有する会員に意見を求める事ができる。

「子どもロジー」執筆要領

【書き方】

- 1) できるだけ、ご自身の体験に基づく具体的な記述を心掛けて下さい。
- 2) 誰にでもわかる平易な記述をできるだけ心がけ、専門的すぎると思われる用語については文中で説明をするか、注記をつけるかをして下さい。
- 3) 理解を促すために、図表化できる部分は、なるべく図表の形で表現し、説明を簡潔にして下さい。
- 4) 文体は「である」調に統一をお願いいたします。
- 5) 本文中に文献を引用した場合は、「Bion ら (1948) は…」 「… (Bion WR, 1948) …」 「河合 (1998) によれば…」 「… (河合, 1998) …」 のように記述してください。1) 2) のような引用番号は付さない。著者が複数のとき、邦文では「～ほか」、欧文では“et al”としてください。
- 6) 文献は30コ以内とし、アルファベット順に表記してください。4名以上の場合、3名までを書き、邦文では「～ほか」、欧文では“et al”としてください。誌名は公の略称を用いてください。

例 (邦文)

河合隼雄 (1996) ユング心理学入門. 培風館.

村瀬嘉代子（1998）母と子の絆を育むもの。In：霜山徳治監修，鍋田恭孝編：母と子・思春期・家族。金剛出版, p.40-64.

河合隼雄（2001）事例研究の意義。臨床心理学, 1-1；4-9.

例（欧文）

Anderson H, Goolishian H (1992) The client is the expert : A not-knowing approach to therapy. In : McNamee S, Gergen KJ (Eds.): Therapy as Social Construction. Sage Publication, London, pp.25-39.

Barker P (1995) Basic Child Psychiatry, 6th Edition. Blackwell Science Limited, Oxford. (山中康裕, 岸本寛史監訳（1999）児童精神医学の基礎。金剛出版。)

Kohut H (1959) Introspection, empathy, and psychoanalysis. Journal of the American Psychoanalytic Association, 7; 459-483.

外国語は英語を原則としますが，独語，仏語が慣用になっているものについては，その限りではありません。

8) 年号は西暦を用いること。

9) 数字は算用数字を原則とします。

10) 見出しのたて方について。

大見出し → I II III… 中見出し → 1. 2. 3. … 小見出し → 1) 2) 3) …

小見出し以下のものはなるべく使わないようにすること。

11) 図と表はそれぞれ1枚と数え，文献も枚数に入れる。図表の番号は，図1，図2，表1，表2のように別々にし，ネームをつけて入れる場所を本文に指定して下さい。

12) 原稿の加除，訂正することがございますので，あらかじめご了承下さい。また，編者からの指摘等により書き直しをお願いすることがあります。

13) 報告するケースに関しては，対象者の同意や，所属機関の倫理委員会の承認をえるなど，プライバシーに十分配慮してください。

14) 原稿枚数は厳守して下さいようお願いいたします。

15) 別刷は，論文1編につき50部単位で実費が必要です。

16) ホームページ他の書籍等への出典については，北海道子ども学会編集委員会までに，あらかじめご連絡いただけますようお願いいたします。

2012年（平成24年）4月14日理事会にて制定